令和3年度 第6回香取市農業委員会総会議事録

令和3年9月7日

9月7日(火) 香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 日程第3 日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について 日程第5 議案第5号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第6 日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知につ いて 日程第8 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について 日程第9 報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する 届出について

日程第10 報告第5号 軽微な農地改良の届出について

日程第11 報告第6号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は16名で、その氏名は下記のとおり

	1番	林			浩	2番	平	Ш	君	子
	3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木		清
	5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤		宏
	7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
	9番	海老	芒 澤		武	11番	飯	森		孝
	13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
	15番	林		藤	江	17番	大	堀		潔
	18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤		寛
-	与库委里心。	0 #	ファロ	<i>b</i>)	= 1					

1. 欠席委員は2名、その氏名は下記のとおり

10番 富 澤 克 彦 12番 髙 松 多可史

事務局職員出席者

管理班長 石 事務局長 椎 子 名 正 志 毛 明 農地班長 滑 Ш 典 文 主 査玉 造 浩 之 主 査 髙 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時55分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、16名です。欠席委員は、10番 冨澤克彦委員、12番 髙松多可史 委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4番 鈴木 清委員、15番 林 藤江委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第6号を提案申し上げます。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和3年9月7提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、1ページから3ページで、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番、2番、3番は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号4番は、親子間で贈与による所有権移転をするものです。

整理番号5番は、譲渡人が相続財産処分のため、売買により所有権移転をするものです。 以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1 番飯森委員 去る、8月26日、木曜日午前10時より市役所302会議室において、第4班 の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部 効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権 利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番、3番の3件について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が借地として耕作している農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、〇〇〇〇の計画があり、通作に支障がないことか

ら、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

続きまして、整理番号2番および3番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果 を説明いたします。

なお、整理番号2番および3番については、譲受人が同一であるため一括して説明いたします。

これらの申請は、農地所有適格法人である譲受人が農業経営の規模拡大を図り農地を取得し、お互いに協議が整ったため売買を行うものです。

これまでの営農状況から所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号4番について、6番 遠藤 宏委員。
- 6番遠藤委員 整理番号4番について、熱田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が高齢で体調不良のため、同居である子が従前から農地の管理をしている譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号5番について、13番 鵜澤幹司委員。
- 13番鵜澤委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の規模拡大、農業経営の安定化 を図るため、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

なお、申請地においては、〇〇〇〇〇等の栽培計画があり、これまでの営農状況から所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下 記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る 意見について審議を求める。令和3年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。 議案の概要を説明します。

ページは、4ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番、転用目的は、資材置場および駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。 申請地の農地区分は、都市計画用途地域の準工業地域のため、第3種農地です。

整理番号2番、転用目的は、専用住宅用地です。権利の内容は、使用貸借権設定です。 申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、 第2種農地に推定されます。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

11番飯森委員 議案第2号 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、2件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号1番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

本件は、譲受人は市内で○○○を営む法人事業主です。

事業用の○○置場として、自己所有地と借りた土地を利用していましたが、借りた土地が 貸主の都合で利用できなくなったため、所有地の隣接地である申請地を○○置場および○○、 ○○○○の駐車場とするものです。

なお、申請地はすでに○○置場として利用されているため、始末書が提出されています。 排水は、雨水のみで敷地内で自然浸透処理となり、隣接する農地はありません。

また、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号2番について、11番 飯森 孝委員。
- 11番飯森委員 整理番号2番について、髙木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇から〇方面へ約〇〇〇m位行った所を右折し、〇m行った所を左折し、〇m先の右側になります。

本件は、譲受人は現在夫婦で実家の離れの2階で暮らしていますが、手狭となるため、実 家の隣接地である申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、現況が畑であるため、埋立て等は行いません。

排水は、雨水は敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。 また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確 実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しま した。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基 盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。 令和3年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは5ページから12ページで、整理番号は1番から22番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上 22 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると 考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与 の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号 整理番号1番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号1番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号 整理番号1番を除く21件について、 審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号 整理番号1番を除く21件について、原案のとおり 決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号 整理番号1番を除く、21 件については、 原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和3年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは13ページから17ページで、整理番号は1番から3番です。 議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、3件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。令和3年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤寛。

議案の概要を説明します。

ページは、18ページから19ページで、整理番号は1番で農振農用地区域からの除外申請であります。

本件については、令和3年5月7日総会、議案第7号 整理番号6番で審議いただき、農 振農用地区域からの除外については、支障ありとした案件で再申請となります。

事業計画は、前回と変わらず太陽光発電施設設置に係る調整池用地です。

申請地の農地区分は、第1種農地に推定されます。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

11番飯森委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は、1件であります。

整理番号1番については、事務局から説明があったとおり、令和3年5月7日総会で、除外については支障あり、とした案件です。

整理番号1番について、再審査した結果、森林部分を含めた事業計画ではあるものの、申請地は第1種農地の最上流にあたり、さらに申請地から先には広大な農地が続いているため、前回と同様に農業振興地域整備計画の変更に関しては、慎重にすべきとの意見があったものの、市農政課にも除外申請にあたっての申請にいたる情報を求めた結果、関係機関への調整を始めているようだ、とのことから、除外については、「止むなし」との意見となりました。よって、香取市農政課へ整理番号1番については、「意見なし」と回答するとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の 代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○にある○○○の交差点から県道○○○○○○線を○○○方面へ○○m行き、その右側にある山林を○○mほど下った所になります。

本件は、事業計画者は〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などの営む法人と同事業を営む他2社で、現在山林である土地に太陽光発電施設の設置を計画しておりますが、その付帯施設として山林に隣接する申請地に〇〇〇〇〇を設置する計画です。

本件は、先に説明があったとおり本年5月総会でご審議いただき、その時点では他法令等の協議などの確認ができなかったため、農業振興地域整備計画の変更については、支障ありと判断していますが、今般、事業計画者より他法令関係などの協議内容が農政課に報告され確認しました。

なお、農地転用許可申請時には、他法令等の協議が十分に整い許可見込みがあること、周 辺農地の営農に支障を及ぼさないことが明確であることなどが必須でありますが、現時点で は事業計画者から農政課に報告された他法令等の協議内容から概ね太陽光発電施設設置の実 現可能性についての転用見込みがあることなどから、農業振興地域整備計画の変更について は、「意見なし」と判断しました。

以上、調査報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号についての意見は、「問題なし。」とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号についての意見は、「問題なし。」とすることと決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり 農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので 報告する。令和3年9月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、3件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知 について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農 用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和3年9月7提出、香取市

通知は、6件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出があったので報告する。令和3年9月7提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、3件です。

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。令和3年9月7提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

◎日程第10 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和3年9月7提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、2件です。

◎日程第11 報告第6号

事務局農地班長 報告第6号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下 記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和3年9月 7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、5件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対 しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時30分

上記の会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人